

政令第四号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日は、平成二十六年一月十七日とする。